

審議会等の会議結果報告書

【担当課】 文化財課

会議の名称	平成 26 年度 第 2 回文化財審議委員会		
開催日時	平成 27 年 3 月 23 日 (月) 10 時から 11 時		
開催場所	市役所 7 階 705 会議室		
出席者	文化財審議委員 小平正八 会田進 名取陽 小池春夫 下倉孝繁 両角英晴 浦野岳孝 教育委員会 牛山英彦教育長 守矢昌文課長 小林深志係長 塩澤恭輔主事		
欠席者			
公開・非公開の別	(公開)・非公開	傍聴者の数	0 人
議題及び会議結果			
発言者	協議内容・発言内容 (概要)		
守矢課長	1. 開会 挨拶、会議の次第、審議委員会の公開について説明。 2. 教育長あいさつ 3. 委員長あいさつ 4. 報告事項 (進行：小平委員長) 平成 26 年度 文化財事業報告 <ul style="list-style-type: none"> ・土偶「仮面の女神」が国宝官報告示について ・国史跡駒形遺跡追加指定官報告示について ・文化財の保護、普及、補助事業、現状変更について ・埋蔵文化財発掘調査について ・史跡・公園の管理について 		
牛山教育長			
小平委員長			
小林係長			
小平委員長 会田委員			
小林係長	ここまでの報告事項について質疑等ありましたらお願いします。 追加指定されなかった場所は地権者の同意がいただけなかったということですか。 添付した資料を見ていただいて、同意を頂けなかった場所については、 現在住宅が建っていたり、農業用のハウスが建っていたりしているため、 今回は同意は待つてほしいとの話でした。ただ、お一方の地権者の方からは 事情が変わったということで、同意をいただくことができ、現在その部 分の追加指定の具申を提出したところです。		
小平委員長	他になければ次のその他について事務局お願いします。 5. その他		
小林係長 守矢課長	・「茅野市の文化財」の編集事業について 現在こちらの「茅野市の文化財」は茅野市の指定文化財の指定要件とし ての書き方となっています。そして格調高くハードカバーで製本された本 として作りました。近隣の市町村などの資料を検討させていただきますと、 「文化財を歩く」などの様々なスタイルの冊子が刊行されています。そう したことを含めまして委員の先生方の幅広い立場から、使いやすい本を刊 行したいと考えています。原稿や資料等を揃えた上で編集方針や内容につ		

小平委員長	いて先生方にご指導いただきたいと思っています。
守矢課長	文化財の所在地と茅野市の地図と照合できるようなページはありましたか。
会田委員	あります。
小林係長	現在の「茅野市の文化財は」いつ印刷したものですか。
守矢課長	昭和 63 年です。
会田委員	市制 30 周年の記念で刊行しております。
	大体の市町村が文化財だから、厚いカバーで格調高くというのが一般的です。ですが私はそういったのは時代遅れだと思っています。表紙を厚くしてもしょうがないし、ガイドブック的につくったほうが市民にとっては良いと思います。当然オールカラーで。あと、指定文化財だからそれを紹介するというのは当然だが、それとガイドブック的な内容とを兼ねるとなると難しくなるし、お金も掛かるようになると思います。ですが、指定文化財以外の文化財もたくさんあるので、私は茅野市の文化財の紹介と案内をした方が市民にとっては絶対良いし、求めると思います。
小林係長	指定に関わらず広く載せたほうが良いとは思っています。
守矢課長	より詳細な内容については事務局の方で作り上げに入りますので、その中で先生方にもご指導を仰ぎたいと思いますのでよろしくお願いします。
小平委員長	今出されました意見等参考いただきまして良いものをつくっていただけたらと思います。では次の駒形遺跡について説明をお願いします。
小林係長	<ul style="list-style-type: none"> ・駒形遺跡追加指定について ・駒形遺跡国史跡内確認調査について
	駒形遺跡の追加指定・確認調査については事業報告内でお話致しましたので省略させていただきます。
小平委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・頼岳寺諏訪家廟所の調査について
	ここまでの報告について何か意見等がありますか。無ければ次の項目に移ります。
小林係長	<ul style="list-style-type: none"> ・酒室神社の現状変更について
小平委員長	建物自体は指定されていないのですか。
小林係長	敷地が史跡に指定されております。
会田委員	敷地が遺跡（史跡）とはどういうことですか。
守矢課長	酒室神社というのは御射山祭と関わりが深い場所で、その祭の際に酒室神社に立寄るという中で酒室神社という場所が重要であるということが史跡要件のひとつになっています。
下倉委員	では建物は指定されていないということですか。
守矢課長	建物自身は指定されていません。
名取委員	敷地が指定されているということになると、変更等の審議が必要になるのは土地や植生している樹木の改変の際ということになるのでしょうか。
守矢課長	近年の史跡の捉え方として、史跡は基本的には土地という話だったのですが、現在の特別史跡である尖石遺跡もそうですが、建物や植生といった景観を含めての史跡という観点もあります。ですので、神社の場合でも神社としての雰囲気や壊さないような配慮は大事かと思っています。なので、今回軽微な変更ですが一応申請を出していただきました。
会田委員	史跡に関わる現状変更の中での申請ですか。

守矢課長	そういうことです。申請を出していただいて皆さんのご意見等を伺いたいということです。
下倉委員	建物が指定されていても塀（囲い）の部分は本体の付属部分ということで、関係ないと言ってしまうとそこまでだが、先ほどから言われている景観という観点から見れば、審議を要するということですね。そこで、いつ指定したものが基本とするかという問題も出でくるかと思います。
会田委員	資料ではそんなに痛んでいるようには見えない気がするが。
小林係長	その部分は本殿で、修理部分は囲っている塀部分の正面から見て後方右の角部分です。
名取委員	外観・景観といった観点から見ると痛んでいるように見えます。修繕の仕方等が問題になるかと思いますが、景観や神域としての雰囲気や踏まえた文化的な部分になるかと思いますが、法規的には正式な許可等はいらませんが、こうした内容を踏まえて今回の議題に挙げたということですね。そういう方向ならば問題はないかと思います。
名取委員	全面改修ですか。
小林係長	痛んでいる部分のみ、3間分です。
両角委員	建物指定でなくて土台の石土台をいじらないならば問題ないと思いますが。
下倉委員	既存の塀が残っているのでそれと同等に修理すると解釈すれば問題無いと思います。審議委員として言うならば既存と同等の物での修理という指導が良いと思います。
小林係長	そのように申請者にお伝えします。また、「茅野市の文化財」編纂の時に社殿を皆さんに見てもらい、指定の必要性を検討していただければと思います。
小林係長	・永明寺山古墳出土鉄製品修復について
小平委員長	処理をする前はこの文様は見えなかったのですか。
小林係長	錆が浮いていたため全く見えませんでした。
会田委員	縁以外の象嵌の無い部分は、象嵌自体が無いのか錆で覆われて見えないのですか。
小林係長	写真では象嵌のよく残った面が見えていますが、裏側は錆によって埋め込まれていた銀線が浮いている状態のため、錆を取っても文様が浮かび出ないと思われます。さらに研磨していくには物を傷める恐れもあり、難しいと判断しました。来年度報告書を刊行予定です。
会田委員	浮いたままで取れてしまう恐れはないですか。
小林係長	埋め込まれていた溝が錆で失われている可能性もあり、戻しようがないです。
会田委員	文化庁や専門家の見解は何と言っていますか。
小林係長	現在は聞いていませんので、県の保存処理の専門家に相談してみたいと思います。
会田委員	いつも思いますが、日本の場合、出土した時の状態・現状にこだわって、本当の意味での元の姿に戻すような修復がされない。本当にそれが良いのか疑問に思っていました。これも処理は終わりですよ。もっと錆が取れるようにも見えるが取らない。これについてはしょうがないのでしょうか。
小林係長	これだけ錆が流出しているということは、地金が錆びて浮いてきている

	<p>ので、そこまで錆の除去を行ってしまうと、穴が開いたり、折れてしまう危険があります。ですので、ぎりぎりの所で止めて保存としました。</p>
<p>会田委員</p>	<p>見解の違いもあるかもしれないが、浮いている錆を置いておいて現状を保つために樹脂含浸などで錆の進行を止めるのだろうが、それでは永久的な処理ではない。そう言いながら後での再度処理などはやらない。それが良いことなのか疑問に感じていた。将来を考えるならば思い切って、刀として光るような修復が良いんじゃないかと思っていました。その辺の皆さん方、担当者の見解はどうですか。</p>
<p>守矢課長</p>	<p>会田先生が仰いましたように二通りの考え方があると思います。もし手を加える場合、様々なケースがあるかと思いますが、現物は傷めずに修復したものをレプリカでつくるというような手もあるようです。ですがなかなか現物資料に手を付けるのに踏ん切りがつかないというのが私どもの立場です。今樹脂含浸の話もありましたが、技術が発達していても、あくまでも仮修復の状態と言う専門家もいらっしゃいます。未来により技術が発達したら、別の修復・保存方法もあるのではないかと。そういうことで最低限の保存処理になっているという解釈です。</p>
<p>会田委員</p>	<p>樹脂含浸は将来的には取り除くことはできるというのが業者の言い方だが、樹脂であっても長い年月の中で化学変化を生じることがプラスチックが良い例だ。例えば土偶であっても樹脂含浸しているとすれば、これまでに変色、その他の兆候は生じていませんか。</p>
<p>守矢課長</p>	<p>今土偶に使われているのは、基本的に紫外線を拾わない限りは変化を生じないものを使っています。また土製品の場合、鉄器とは違って強度に浸透させる手法はとっていないようです。表面処理の際か、芯部分の固定という部分的な処理が多いです。</p>
<p>小平委員長</p>	<p>ここまでで多くの内容が報告され、協議していただきました。皆さんの方でこれ以上無ければ終わりとさせていただきたいと思いますが。</p>
<p>両角委員</p>	<p>すいませんが一点お聞きしたいのですが、市の指定文化財等々で案内の看板又は標柱等をつくる場合に、市として看板の形式や指導、補助金等について教えてください。</p>
<p>小林係長</p>	<p>市としては今まで統一した看板を立ててきました。今年度は駅前の笠地蔵の看板がかなり腐食しているということで、市の予算で付替えを行いました。来年度につきましては大歳神社の看板も腐食が激しいので立替の予算を計上しています。それらの仕様や設計図等があります。市としても財政状況が厳しいので、所有者がやっていただけるなら大変ありがたいですが、来年度というわけにはいきませんが、待っていただけるようでしたら、市の費用も検討したいと思います。文化財の看板については腐食等の状況を調査しており、ある程度のランク付けを行っています。それを基に優先順位を付けていますが、所有者の負担にならないよう市としては努力したいと考えています。</p>
<p>両角委員</p>	<p>また、改めてご相談に行きます。私事になりましたが、柏原遺跡保存会の関係で、そうした看板や標柱の劣化が進んでいるのでこの場を借りて伺わせていただきました。</p>
<p>会田委員 小林係長</p>	<p>今年の看板のプリント方法はなんですか。 アルミ焼付けでのプリントです。</p>

小平委員長
会田委員

両角委員
会田委員
小平委員長
守矢課長

その他にこの機会に質問等ありますか。
今の看板の話は市の指定文化財についてですか。その他の文化財もですか。

市の指定文化財も含むそれ外の文化財もあります。
それは大変に素晴らしい。

では以上で審議の方は終了してよろしいですか。

6. 閉会

慎重な審議と協議ありがとうございました。これで平成 26 年度の文化財事業についての報告と審議を終わりに致します。ご意見ありがとうございました。なお、審議委員の任期が今年度で終わりますが、先生方には引き続き 27・28 年度も継続をお願いできればと思います。

11 時審議終了